(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町須知岩山二二番一から同町市森ウバ一四番まで	前	三三・一六～三一三・五八メートル	〇・七〇七キロメートル
	後	三三・一六～一六五・二三メートル	〇・七〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町須知四ノ坪八番一から同町須知四ノ坪六番四まで	前	二一・七七～二一一・七七メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	二一・七七～二一一・七七メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都府船井郡京丹波町須知美女山六番一から同町市森百町七番一まで	近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十四日

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二九八番まで	前	A　一五・〇～一一九・五〇メートル B　五六・〇～一九二・〇〇メートル	二七・一三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一五・〇～一一九・五〇メートル B　五六・〇～一九二・〇〇メートル	二七・一三二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県岩美郡岩美町大字新井字下棚田五六五番地内	前	六九・四一～六九・四一メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	六三・一九～六三・一九メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県岩美郡岩美町大字新井字棚田三四九番四から同町大字新井字下棚田五六二番まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十八日

○中国地方整備局告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年七月十七日

中国地方整備局長　尾藤　勇

第1　起業者の名称　島根県

第2　事業の種類　一般県道矢尾今市線改築工事（島根県出雲市矢尾町字中沢地内から同市高岡町地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　島根県出雲市矢尾町字中沢、里方町字宮代原及び字八石原、平野町並びに高岡町地内

2　使用の部分　島根県出雲市矢尾町字中沢及び里方町字宮代原地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県出雲市矢尾町字中沢地内から同市大塚町地内までの延長約1,660mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般県道矢尾今市線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般県道矢尾今市線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により島根県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により、島根県が道路管理者となることなどから、起業者である島根県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、島根県出雲市矢尾町字中沢地内を起点とし、同市今市町字漆垣地内に至る延長約3.4kmの幹線道路であり、出雲市における東西方向の主要幹線道路である一般国道431号と一般国道9号を南北に接続しており、地域の経済活動や日常生活において重要な役割を担うなど、出雲市北部の道路網を形成する重要な路線である。